

平成29年12月15日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会
委員長 吉田 剛

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第106号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成29年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたこと等に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 人事院勧告に係る改正

(1) 職員の給料表の引き上げ

若年層（給料表1級、2級）に重点を置いた平均0.2%の給料表の引き上げを行う。任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員についても適用する。

(2) 賞与の引き上げ

三役及び議員は期末手当を平成29年12月は、0.05月分、平成30年度以降は、6月と12月に0.025月分、職員は勤勉手当を平成29年12月は、0.10月分、平成30年度以降は、6月と12月に0.05月分、再任用職員、任期付短時間職員は勤勉手当を平成29年12月は、0.05月分、平成30年度以降は、6月と12月に0.025月分引き上げる。

(3) 初任給調整手当の引き上げ

大島診療所の医師に係る初任給調整手当を月額500円引き上げる。

(4) 今回の改定による影響額は、三役分は期末手当13万円と共済費2万円、議員分は期末手当54万円、職員分は給料、勤勉手当、共済費等で2,536万円程度である。

(5) 前述の(1)から(3)は、平成29年4月に遡及して適用する。

2 勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直し

国家公務員に準じた現行の算出方法から、労働基準法による一般的な算出方法に改正する。年間の総労働時間数計算において祝日や年末年始の休日を除算して算出するように改めるものである。改定により、年間7%、1,400万円程度増加する見込みである。

【意見】

(賛成意見)

- ・地方公務員の給与引き上げが牽引となり、地域経済に反映できるような仕組みをつくるべきで

ある。またあわせて、民間企業の賃金引き上げのためにも公契約条例の制定を含めて検討してほしい。

(反対意見)

- ・本議案は人事院勧告に基づいたものであり、本市の実情を考慮したものではない。人事院勧告そのものが官民格差を正確に捉えたものではなく、勧告自体にも疑問が残る。国、地方自治体における財源が減少していく状況の中で、議員を含め、公職にある者が身を切らずに給与を引き上げることにっては、認めることはできない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。